

児童虐待の早期発見・防止にご協力を!

あなたの勇気が子どもを救います。

★見ましょう!

子どものSOSに気づいてください。

不自然なケガや行動をしていませんか?

★聞きましょう!

あなたの一言が子どもの命を救います。

子どもを、たたいている様な音はしませんか?
激しく叱る声は聞こえませんか?
おびえた泣き声は聞こえませんか?
おかしい物音はしませんか?

★通告しましょう!

法律でも通告をしなければならないと規定されています。

相談したり、通告をしていただいた方の情報は漏れることはありません。秘密は守られます。安心して通告してください。

児童虐待とは下記の4つの行為のことです。

● 身体的虐待

…暴力により、子どもの体に外傷を負わせること。

● 性的虐待

…子どもに性的いたずらや性行為をすること。

● 心理的虐待

…精神的にいじめたり、無視したり子どもの心を傷つけること。

● 養育の拒否・怠慢(ネグレクト)

…子どもの衣食住の世話などをせず、放ったらかしにすること。



●●●● 通告・連絡・問い合わせ先 ●●●●

津久見市福祉事務所 ☎ 82-9519 (月~金 8:30~17:00)

相談電話 ☎ 82-9633 (月~金 8:30~17:00)

メール相談 ✉ tsu-kosodate@city.tsukumi.lg.jp

津久見市要保護児童対策地域協議会

事務局 津久見市福祉事務所子育て支援班

津久見市宮本町20-15 ☎ 82-4111 (内線)174

子育てホームページ <http://www.city.tsukumi.oita.jp/6/344/735/000736.html>